



埼玉労働局発表
令和元年6月28日

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 阿部 恭之
地方産業安全専門官 田中 康弘
(電話)048-600-6206

報道関係者 各位

「安全衛生に係る埼玉労働局長表彰」の受賞者が決定 ～第92回全国安全週間の7月4日に表彰式～

埼玉労働局(局長:木塚欽也)では、第92回全国安全週間の行事の一環として、以下のとおり、厚生労働大臣表彰の伝達及び埼玉労働局長表彰を行います。

1 受賞者(別添参照)

(1) 厚生労働大臣表彰受賞者(埼玉県内)

〔功績賞〕

田中洋次郎 (岩槻医師会副会長)

(2) 埼玉労働局長表彰受賞者

〔優良賞〕1事業場

株式会社竹中工務店 北関東支店

(仮称)埼玉北東洋株式会社杉戸物流センター新築工事

〔奨励賞〕3事業場

社会福祉法人長寿会 特別養護老人ホーム内間木苑

三菱電機ホーム機器株式会社

大正製薬株式会社 羽生工場

〔功績賞〕2名

土屋 崇 (埼玉県医師会理事)

矢部 利人 (建設業労働災害防止協会埼玉県支部大宮分会長)

〔安全衛生推進賞〕2名

星野 ゆかり (埼玉産業保健総合支援センター産業保健相談員)

大串 宗一 (建設業労働災害防止協会埼玉県支部安全指導者)

2 埼玉安全衛生表彰式

開催日時 令和元年7月4日(木) 16時00分から

開催場所 ホテル ブリランテ武蔵野 2階 エメラルドCの間
さいたま市中央区新都心2-2 (048-601-5555)

主催 埼玉労働局、(一社)埼玉労働基準協会連合会

※当日の取材をお願いします。(当日、15時50分ごろまでに直接会場にお越しください。)

令和元年度 「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」受賞者名簿（埼玉県内）

表彰の種類	受賞者名等
功績賞	たなかようじろう 田中洋次郎（岩槻医師会副会長）

令和元年度 「安全衛生に係る埼玉労働局長表彰」受賞者名簿

表彰の種類	表彰区分	受賞者名等
優良賞	安全確保対策	かぶしがいがいしやたけなかくわてん きたかんとうしてん 株式会社竹中工務店 北関東支店 ＜（仮称）埼玉北東洋株式会社杉戸物流センター新築工事＞ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 総合工事業
奨励賞	健康保持増進対策	しゃかいふくしほうじんちやうじゆかい とくべつようごろうじんほーむうちまきえん 社会福祉法人長寿会 特別養護老人ホーム内間木苑 埼玉県朝霞市上内間木 498-4 社会福祉施設
	安全確保対策	みつびしでんきほーむききかぶしがいがいしや 三菱電機ホーム機器株式会社 埼玉県深谷市小前田 1728-1 電気機械器具製造業
	安全確保対策	たいしやうせいやくかぶしがいがいしや ほにゆうこうじやう 大正製薬株式会社 羽生工場 埼玉県羽生市小松台1丁目 603-27 化学工業
表彰の種類	受賞者名等	
功績賞	つちや たかし 土屋 崇（埼玉県医師会理事）	
	やべ としひと 矢部 利人（建設業労働災害防止協会埼玉県支部大宮分会長）	
安全衛生推進賞	ほしの 星野 ゆかり（埼玉産業保健総合支援センター産業保健相談員）	
	おおぐし そういち 大串 宗一（建設業労働災害防止協会埼玉県支部安全指導者）	

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰及び埼玉労働局長表彰の種類

厚生労働大臣表彰

「功績賞」

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた個人に対して授与するものです。

埼玉労働局長表彰

「優良賞」

地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与するものです。

「奨励賞」

地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業に授与するものです。

「功績賞」

地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた個人に対して授与するものです。

「安全衛生推進賞」

地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた個人に対し授与するものです。

全国安全週間

期 間：令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間：令和元年6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act) という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

実施者の実施事項

① 安全衛生活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」)の取組の推進

オ. その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休息時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省 安全衛生

中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会 安全週間

あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

あんぜんプロジェクト

職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場のあんぜんサイト

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署